



ショートステイサービス

◆◆目次◆◆

【契約書】

- 第 1 条 契約の目的と内容
- 第 2 条 契約期間
- 第 3 条 契約期間と利用期間
- 第 4 条 保証人の要件
- 第 5 条 保証人の義務
- 第 6 条 ケアプラン
- 第 7 条 身体拘束の禁止
- 第 8 条 利用料金の支払い
- 第 9 条 契約の終了
- 第 10 条 利用の中止・変更・追加
- 第 11 条 個人情報の取り扱い
- 第 12 条 損害補償責任
- 第 13 条 苦情処理
- 第 14 条 定めのない事項

【重要事項説明書】

- 1. 施設経営法人
- 2. 施設の目的及び運営の方針
- 3. 施設の設備概要
- 4. 職員の職務の内容
- 5. 職員の配置状況
- 6. サービス内容および指針
- 7. 利用料およびその他の費用
- 8. 施設の利用についての留意事項
- 9. 利用中の医療について
- 10. 苦情の受付について
- 11. サービス利用に関する留意事項

【個人情報利用同意書】

【個人の肖像の使用に係る承諾書】

【見守り機器の使用承諾書】

【送迎に関する承諾書】

「はくりゅう園ショートステイサービス」 契約書

_____（利用者名）（以下「利用者」という）と社会福祉法人 庄内福祉会（以下「事業者」という）は、利用者がはくりゅう園ショートステイサービス（以下「事業所」という）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、利用者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的と内容）

1. 事業者は介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、入浴・排泄・食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、その他日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理上及び療養上のお世話等のサービスを提供します。
2. サービス詳細および介護保険外のサービスについては、別途「重要事項説明書」に定めます。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第4条（保証人の要件）

1. 原則として利用者の親族代表者に保証人となっていただきます。
2. 前項の条件を満たす保証人を立てることが困難な場合、後見人制度等の公的制度を用いて保証人の代理を立てることができます。
3. 保証人を変更する必要がある場合、基本的に利用者および新旧保証人の了解が必要です。

第5条（保証人の義務）

保証人は利用者に対し、次の責務を負うものとします。

1. 医療機関への通院や入院の際の付き添い・手続き
2. 利用者の理解や意思表示が困難な場合の、利用者代理人としての責務
3. 何らかの事由で利用者が利用料金を支払えない場合の連帯責任
4. 前各項の他、利用者の身上に関する必要な措置
5. 保証人は、その責任を負う事ができなくなった場合には、新たに保証人を立てるように努めます。

第6条（ケアプラン）

1. 4日以上利用する場合、事業者は、利用者の心身の状況及びその意向を踏まえてケアプラン（施設サービス計画書）を作成し、保証人及び利用者に対して説明し同意を得た上で、ケアプランに従ったサービスを提供します。
2. 利用者の状況変化等により事業者が必要と判断した場合、または利用者や保証人から希望のあった場合は、随時ケアプランの見直しを行うものとします。

第7条（身体拘束の禁止）

事業者は身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8条（利用料金の支払い）

利用者負担金は、「重要事項説明書」に記載するとおりとします。契約期間中、介護保険法等の改正により介護給付費等が改定となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

第9条（契約の終了）

1. 利用者および保証人は、7日前までに事業者に予告することによって、いつでも契約を終了することができます。ただし事業者が、定められたサービスを提供しなかった場合またはこの契約に違反した場合は、予告期間を置かず直ちにこの契約を解除することができます。
2. 利用者および保証人が不正又は偽りの行為によって入所したとき、事業者は30日以上予告期間において、この契約を解除することができます。
3. 催告にも拘らず、第8条で述べる利用料の滞納状態が3ヵ月継続した場合、契約終了といたします。
4. 事業所は、重要事項説明書の規定11「利用者および利用者の家族などの禁止行為」に該当した場合、利用者および契約者に対して理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第10条（利用の中止・変更・追加）

1. 利用者および保証人は、利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービス開始日の前日までに事業所に申し出るものとします。
2. 利用者および保証人は、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
3. 利用者および保証人は、利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

第11条（個人情報の取り扱い）

1. 別表「個人情報利用同意書」に記載するとおりとします。

第12条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める個人情報の守秘義務に違反した場合も同様とします。
2. 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ①利用者または保証人が、契約締結時およびサービスの実施時にその心身の状況及び病歴等の重要事項その他必要な聴取・確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ②利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ③利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

- ④サービス従事者が適切に巡回、見守り、離床センサー設置、衝撃吸収マット設置等を実施していたにも関わらず、利用者の心身の事由による転倒転落事故に起因して損害が発生した場合
3. 利用者および保証人についても、自己の責に帰すべき事由により事業者が損害が生じた場合、賠償する責任を負います。

第13条（苦情処理）

1. 利用者および保証人は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、市町村、又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
2. 事業者は、苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いもいたしません。

第14条（定めのない事項）

本契約および「重要事項説明書」の解釈や定めのない事項については、民法、介護保険法、老人福祉法および関係法令の定めるところを尊重し、利用者、保証人、事業者が誠意を持って協議するものとします。

「はくりゅう園ショートステイサービス」 重要事項説明書

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 庄内福祉会
法人所在地	福岡県飯塚市綱分192番地1
電話番号	0948-82-2420
代表者氏名	理事長 仲谷 かおり
設立月日	昭和56年8月3日

2. 施設の目的及び運営の方針

施設の種類	指定短期入所生活介護事業所 福岡県指定第4076300138号
施設の目的	要支援者及び要介護者の短期入所生活介護事業所
施設の名称	はくりゅう園ショートステイサービス事業所
施設の所在地	福岡県飯塚市綱分192番地1
電話番号	0948-82-2420
事業所長(管理者)氏名	仲谷 かおり
運営方針	笑顔と心の処遇
開設月日	平成12年4月
入所定員	10名

3. 施設の設備概要

居室(個室)	10室
浴室	1室
医務室	1室
食堂	1室
機能訓練室	1室
静養室	1室
相談室	2室
家族室	1室

4. 職員の職務の内容

施設長	施設の運営管理
介護職員	身体介護・生活介護
看護職員	健康管理・応急処置・日常の医療処置・薬品管理・受診介助
機能訓練指導員	生活リハビリの指導
生活相談員	日常生活上の相談
介護支援専門員	施設サービス計画(ケアプラン)作成・介護認定業務
医師	健康管理・療養の指導・医療処置
管理栄養士	献立作成・栄養管理・食事指導
事務員	各種事務処理・利用料計算・保険請求事務

5. 職員の配置状況

職 種	常勤換算	指定基準	勤 務 時 間
施設長	適数	1名	日勤 8:30~17:30
介護職員	適数	17名	早番① 6:00~12:00 早番② 7:00~16:00 日勤① 8:00~17:00 日勤② 8:30~17:30 遅番① 10:00~19:00 遅番② 13:00~19:00 夜勤 16:00~翌10:00
看護職員	適数	1名	早番 6:00~15:00 日勤 8:00~17:00 遅出 10:00~19:00
機能訓練指導員	適数	1名	日勤 8:30~17:30
生活相談員	適数	1名	日勤 8:30~17:30
介護支援専門員	適数	1名	日勤 8:30~17:30
医師	適数	必要数	毎週月曜日14:00~16:00
管理栄養士または栄養士	適数	必要数	日勤 8:30~17:30
事務員	適数	必要数	日勤 8:30~17:30

※職員の勤務時間帯は変更になる可能性があります。

6. サービス内容および指針

食 事	<p>栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため、原則として食堂で食事をお取りいただきます。</p> <p>【食事時間】 朝食： 8:00~ 昼食：12:00~ 夕食：17:00~</p>
入 浴	<p>入浴または清拭を週2回以上行います。身体状況により必要であれば、座った姿勢や寝たまの姿勢で入浴できる機械浴槽を使用します。</p>
排 泄	<p>排泄の自立を促すため、利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。必要な方には、紙おむつを使用して介助いたします。 (おむつ代は利用料に含まれています)</p>
機 能 訓 練	<p>機能訓練指導員の指導のもと、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するために訓練を実施します。</p>
健 康 管 理	<p>看護職員が、日常生活の投薬、検温や血圧測定などによる健康管理を行います。</p>
洗 濯	<p>シーツ等のリース以外の衣類等は施設にて洗濯できます。</p>
行事・レクリエーション	<p>余暇活動を日課に取り入れ、変化のある生活を楽しんでいただきます。 定期的に季節行事や慰問の招待など実施いたします。</p>

7. 利用料およびその他の費用

利用料は1か月ごとに計算し、翌月27日に申し出があった通帳から引き落としを行います。引き落としにつきましては、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」にて手続きをしていただきます。

利用者負担の割合は、各利用者の負担割合に応じた額となります。サービス利用の実績に基づき、月末に保険単位数を集計し、介護保険から給付された費用を差し引いた分が利用料金となります。ただし給付制限・生活保護法介護券・負担限度額認定証等により給付率および利用料が変わることがあります。利用料金の内訳については利用料金表を参照ください。

① 費用内訳

※利用者負担の割合は、各利用者様の負担割合に応じた額となります。

介護度	併設短期生活Ⅰ 【1割負担】	併設短期生活Ⅰ 【2割負担】	併設短期生活Ⅰ 【3割負担】
	基本単位	基本単位	基本単位
要支援1	451	902	1353
要支援2	561	1122	1683
要介護1	603	1206	1809
要介護2	672	1344	2016
要介護3	745	1490	2235
要介護4	815	1630	2445
要介護5	884	1768	2652

【各種加算】

- ・サービス提供体制加算【Ⅱ】18単位 または サービス提供体制加算【Ⅰ】22単位
- ・機能訓練体制加算 12単位
- ・生産性向上推進体制【Ⅰ】100単位 または 生産性向上推進体制【Ⅱ】 10単位(月)
- ・看護体制加算【Ⅳイ】 23単位 または 看護体制加算【Ⅱ】 8単位 (要介護のみ)
- ・夜間職員配置加算【Ⅰ】(要介護のみ) 13単位
- ・療養食加算 1食 8単位(対象者のみ)
- ・送迎加算(希望者のみ) 184単位
- ・口腔連携強化加算(対象者のみ) 50単位(月)
- ・看取り連携体制加算(対象者のみ) 64単位
- ・緊急短期入所受入加算(要介護対象者のみ) 90単位
- ・若年性認知症利用者受入加算(対象者のみ) 120単位
- ・長期利用者に対する短期入所生活介護(対象者のみ) -30単位

○介護職員等処遇改善加算【Ⅰ】1か月あたりの総単位数 × 14.0%

※1ヶ月あたりの総単位数(基本サービス費+各種加算減算)

※地域区分 7級 10.17円

② 滞在費負担額(1日につき)

ご利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	380円	480円	880円	880円	1600円
食事代	300円	600円	1000円	1300円	1445円

③ ◇世帯全員が非課税の方や生活保護を受けておられる方は、居住費・食費の負担が減額されます。

(第1段階)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。

2.生活保護の方

(第2段階)

世帯全員が市町村民税非課税で、世帯の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階①)

世帯全員が市町村民税非課税で、世帯の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超え120万円以下の方。

(第3段階②)

世帯全員が市町村民税非課税で、世帯の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える方。

(第4段階)

上記以外の方（本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含む）
※第1～3段階の条件にあてはまる方でも、預貯金などが基準額を超えるとあてはまらない。

④ 介護保険の給付の対象とならないサービス

サービス区分	内 容	金 額
理美容サービス	散髪	要した費用の実費
特別な食事	利用者または契約者の希望により特別な食事を提供します。	要した費用の実費
日常生活用品費	口腔ケア用品等 ※その他個人選択により利用される個人用の日用品や特殊なものに関しては、上記以外でも実費をいただきます。	要した費用の実費
レクリエーション・行事	利用者のご希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。	材料代や娯楽教養設備使用に要した費用の実費
電 気 代	テレビ代 ただし、テレビをレンタルする場合	10円/1日 30円/1日
コ ピ ー 代	コピーをご希望された場合	10円/1枚

- ⑤ 利用予定日の前日まで申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%（自己負担相当額）

8. 施設の利用についての留意事項

① 持ち込みの制限

- ・ 生き物、迷惑な臭い・騒音を発するもの、その他周囲が迷惑に感じるものを持ち込むことはできません。
- ・ 個人で保管されます金品につきましては、盗難や紛失、破損などの責任は負いかねます。また高額なものにつきましては持ち込みをご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 面会などで嗜好品や身の回りのものを置いて行かれる場合、必ず職員に一声お願いいたします。

③ 面会

面会時間は原則9:00～17:30となっております。来訪者は事務受付の面会簿者名簿にご記入ください。体調不良時のご来園はご遠慮ください。また、感染対策等により面会方法が変更されることがあります。

③ 施設・整備の使用上の注意

- ・ 居室および共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。
- ・ 施設設備等を汚したり壊したりした場合、自己負担で現状修復をお願いすることがございます。
- ・ 当施設職員や他の利用者への宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません、
- ・ 施設内は全館禁煙となっております。

④ 電話などによるお問い合わせについて（電話受付時間 8:30～17:30）

電話など身元の確認はできない状態での利用者の在園や健康状態などのお問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

9. 利用中の医療について

利用中に発熱や体調不良があった場合には、ご家族様にご連絡し、受診や内服薬のご持参を依頼する場合があります。原則、急変時の救急搬送以外は、はくりゅう園職員は受診のお付き添いはできませんので、ご了承ください。

①嘱託医

医療機関名	広瀬医院
所在地	飯塚市綱分756
電話番号	0948-82-0027
診療科	内科・理学療法科・小児科

②協力医療機関

医療機関名	社会保険 稲築病院
所在地	嘉麻市口春744番地1
電話番号	0948-42-1110
診療科	内科・外科・眼科・皮膚科・リハビリテーション科

③協力医療機関

医療機関名	みかも歯科医院
所在地	飯塚市有井334-12
電話番号	0948-82-4682
診療科	歯科・矯正歯科・小児歯科

10. 苦情の受付について（契約書第11条参照）

①当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付担当者：ショートステイ担当者
- ・苦情解決責任者：施設長 仲谷かおり
- ・受付時間：毎週月曜日～土曜日（9：00～17：00）

※また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

②行政機関その他苦情受付機関

飯塚市 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	福岡県飯塚市新立岩5番5号 0948-22-5500 FAX 0948-25-6214 平日9：00～17：00
嘉麻市 高齢者介護課	所在地 電話番号 受付時間	福岡県嘉麻市上山田392番地 0948-53-1182 FAX 0948-83-6039 平日9：00～17：00
福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	所在地 電話番号 受付時間 所在地 電話番号 受付時間	福岡県田川市新町18-7 0947-49-1093 FAX 0947-49-1097 平日9：00～17：00 福岡県桂川町土師360 0948-65-1151 FAX 0948-65-4405 平日9：00～17：00
国民健康保険 団体連合会 (介護保険相談窓口)	所在地 電話番号 受付時間	福岡市博多区吉塚13-47 092-642-7859 FAX 092-642-7857 平日9：00～17：00

福岡県 社会福祉協議会	所在地 福岡県春日市原町3-1-7 電話番号 092-584-3344 FAX 092-584-3369 受付時間 平日9:00~17:00
第三者委員 (苦情処理委員)	荻野 紘一 0948-82-1076 平野 明美 0948-82-0489 手島 一彦 090-9652-8815

11. サービス利用に関する留意事項

●利用者および利用者の家族などの禁止行為

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／理不尽なサービスを要求する

③職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

例：必要もなく体を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

個人情報利用同意書

利用者（及び利用者の家族、保証人）は、個人情報について事業者が以下各条件に従い必要最低限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 使用する条件

①個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

②個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

2. 使用期間

個人情報の利用期間は本契約に基づく介護サービス提供に必要な期間内とします。

3. 使用目的

①契約に定める介護サービスを適切に提供するため

②ケアプラン立案、カンファレンス、サービス担当者会議、行政監査のため

③医療機関、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との必要な連絡調整のため

④上記各号に関わらず、有事に緊急の連絡を取る場合

4. 事業者は、業務上知り得た利用者（および利用者の家族、保証人）に関する個人情報を、生命や身体に危険がある場合など正当な理由がない限り第三者に漏洩いたしません。この守秘義務については、契約終了後も継続するものとします。

5. 個人情報を使用した会議等は内容や経過を記録し、請求があればこれを開示します。

以上

個人情報利用に関する上記内容に関し、同意します。

個人の肖像の使用に係る承諾書

記

1. 個人の肖像については、法人の作成するホームページや広報誌等に使用いたします。

2. ホームページや広報誌等に掲載された個人の肖像について、削除依頼があった場合はすみやかに削除します。

以上

※下記のいずれかにチェックを入れてください。

私に係る肖像を、社会福祉法人庄内福祉会がホームページや広報誌等で使用することを承諾します。

私に係る肖像を、社会福祉法人庄内福祉会がホームページや広報誌等で使用することを承諾しません。

見守り機器の使用承諾書

利用者の身体や精神状況などにより、カメラを含む見守り機器の使用に同意します。

送迎に関する承諾書

1. 原則として、玄関前までの送迎とし、送迎時には家族様の立ち合いをお願いします。
2. 身体的・環境的に諸事情がある場合は、本人、家族様と協議し、提供できる範囲の送迎サービスを行います。
3. 家族様不在での送迎前後の事故等に関しては一切の責任を負いかねます。
4. 送迎時間については、交通事情で予定時間が前後することがあり、大幅に変更になりそうな際には、事業所より電話にて連絡いたします。
5. 乗車中は、安全のため全席シートベルトの着用をお願いします。

送迎に関する上記内容に関し、同意します。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、利用者、保証人ともに本書面に基づき契約書・重要事項説明書・個人情報利用同意書・個人の肖像の使用に係る承諾書・送迎に関する承諾書について説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

はくりゅう園ショートステイサービス

説明者職名 _____ 氏名 _____

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

(保証人) 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

(事業者) 住所 福岡県飯塚市綱分 192 番地 1
事業者名 はくりゅう園ショートステイサービス
代表者氏名 施設長 仲谷 かおり